

教育委員会会議規則（第18条関係）

会 議 録

文 書 分 類		保存期間	30、10、5、3、1 年
会 議 の 名 称	第8回教育委員会定例会		
開 催 日 時	令和7年8月21日（木） 午後 3時00分開会 午後 3時26分閉会		
開 催 場 所	真壁庁舎 3階 3310会議室		
出 席 者	（委員出席者氏名） 教 育 長 稲川 善成 教 育 長 職 務 代 理 者 小島 香織 委 員 宇佐美 徹 委 員 舘野 仁一 委 員 小林 源洋 （説明の出席者職・氏名） 教 育 部 長 佐谷 智 教 育 指 導 課 長 小林 詠二 次長兼生涯学習課長 上野 俊一 ス ポ ー ツ 振 興 課 長 廣澤 伸一 次 長 兼 文 化 財 課 長 寺崎 大貴 学校給食センター所長 保坂 理恵		
議事録署名人	小島 香織 委員		
会 議 内 容	・議案第21号 桜川市教育委員会事務決裁既定の一部を改正する訓令（案） について ・議案第22号 桜川市教育支援センター管理及び運営要領の一部を改正する訓令（案） について		
会議録作成方針	要点記録		
情報の公開可否	㊦・否 不開示理由（部分開示を含む）		
会 議 内 容	（審議内容・審議経過・結論等）		

稲川教育長	ただいまから令和7年第8回桜川市教育委員会定例会を開会いたします。 本日の出席者は私を含めて5名です。定足数に達していますので、本委員会は成立いたします。 【 議事録署名人の選任 】 それでは、本日の定例会における議事録署名人についてですが、小島 香織 委員にお願いします。 【 議事 】 本日の会議に提案されている案件は、議案2件です。よろしくお願いいたします。 議案第21号「桜川市教育委員会事務決裁規定の一部を改正する訓令（案）について」教育指導課より説明願います。
小林教育指導課長	(資料により説明)
稲川教育長	説明が終わりました。委員さんから 発言がありましたらお願いいたします。
舘野委員	教育委員会としては、改正によって今までよりも業務がしやすくなるということですか。
小林教育指導課長	今までよりも入札や契約等の執行がスムーズになります。
稲川教育長	その他いかがでしょうか。
宇佐美委員	改正後の金額については適当なのでしょうか。
佐谷教育部長	金額については政令の改正がベースとなっております。市長部局が改正となり、それに伴い教育委員会も同じように改正ということになります。これにより物価高騰への対応、事務処理の効率化が図れると期待しております。

稲川教育長	その他に発言がありませんので、採決に入ります。 議案第 2 1 号「桜川市教育委員会事務決裁規定の一部を改正する訓令（案）について」は、原案どおりとすることにご異議ございませんか。 ご異議がありませんので、議案第 2 1 号は原案通り決定いたします。 続いて、議案第 2 2 号「桜川市教育支援センター管理及び運営要領の一部を改正する訓令（案） について」教育指導課より説明願います。
小林教育指導課長	(資料により説明)
稲川教育長	説明が終わりました。委員さんから発言がありましたらお願いいたします。
宇佐美委員	教育委員会の担当者も、随時内容のチェックができるようになっていいるのですか。
小林教育指導課長	グーグルドライブでの管理となりますので、教育委員会の担当者、教育長等も随時確認が可能となっております。確認し気になる点があれば、電話連絡をする等の対応をさせていただきます。
宇佐美委員	教育長はどのように確認するのですか。
小林教育指導課長	教育指導課の担当が、起案という形で教育長にも確認をいただいております。
稲川教育長	説明にもあったように、今までは紙ベースでやりとりをしておりました。効率化・連携を図る必要があるだろうということで、このような方式に変更させていただきたいと考えております。
舘野委員	今までは毎月 1 0 日に報告となっておりますが、改正になるとどのようなになりますか。

小林教育指導課長	月末・月初にまとめていただき、提出していただくように考えております。結果的に毎月１０日前後が目安になってくるかと思います。
舘野委員	さくらの広場には現在、子どもは何名くらいいますか。
小林教育指導課長	現在、小・中・義務教育学校の９名が通っています。
舘野委員	指導員は、４名で間違いないですか。
小林教育指導課長	その通りです。
稲川教育長	その他に発言がありませんので、採決に入ります。 議案第２２号「桜川市教育支援センター管理及び運営要領の一部を改正する訓令（案） について」は、原案どおりとすることにご異議ございませんか。 ご異議がありませんので、議案第２２号は原案通り決定いたします。 協議する案件は以上となりますが、委員さんからご意見ご提案がございましたら発言をお願いしたいと思います。 それでは、以上で審議を終了とさせていただきます。 議事進行にご協力いただきありがとうございました。 会議の正なることを証します。 令和 年 月 日 教育長 議事録署名人 教育委員

令和 7 年(2025 年) 8 月 2 1 日開会

第 8 回 桜川市教育委員会定例会

桜川市教育委員会

第8回 桜川市教育委員会定例会日程

1 開 会

2 教育長あいさつ

3 教育長報告

4 議事録署名人の選任

5 議 事

議案第21号 桜川市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令（案）
について（学校教育課）

議案第22号 桜川市教育支援センター管理及び運営要領の一部を改正す
る訓令（案）について（教育指導課）

6 そ の 他

「第20回桜川市青少年の主張大会」について（生涯学習課）

「雨引の里と彫刻2025」について（生涯学習課）

講演会「真壁城跡国指定30年のあゆみ」について（文化財課）

歴史講座の開催について（文化財課）

物価高騰等に伴う学校給食費（児童分）の無償化について
（学校給食センター）

次回教育委員会定例会の開催日時について（学校教育課）

7 閉 会

議案第 2 1 号

桜川市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令（案）について

このことについて、別紙のとおり提出いたします。

令和 7 年(2025 年) 8 月 2 1 日 提出

桜 川 市 教 育 委 員 会
教 育 長 稲 川 善 成

桜川市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令（案）

桜川市教育委員会事務決裁規程（平成１７年桜川市教育委員会訓令第４号）の一部を次のように改正する。

別表第４中

「

専決事項			専決区分		合議	備考
			部長共通	課長等共通		
1 収入調定			500万円以上	500万円未満		
2 入札及び契約等の執行	(1) 起工伺の決定	① 工事請負	130万円未満	30万円未満	財政課長	
		② 業務委託	50万円未満	30万円未満	財政課長	設計、測量、補償、各種調査及び維持管理業務等を含む。
		③ 物品購入等	80万円未満 印刷製本等の製造請負は130万円未満	30万円未満	財政課長	物品の修繕及び借入れを含む。
	(2) 指名業者の決定	① 工事請負	130万円未満	30万円未満		
		② 業務委託	50万円未満	30万円未満		設計、測量、補償、各種調査及び維持管理業務等を含む。
		③ 物品購入等	80万円未満 印刷製本等の製造請負は130万円未満	30万円未満		物品の修繕及び借入れを含む。
	(3) 予定価格の決定	① 工事請負	130万円未満	30万円未満		
		② 業務委託	50万円未満	30万円未満		設計、測量、

	定		満	満		補償、各種調査及び維持管理業務等を含む。
		③ 物品購入等	80万円未満 印刷製本等の製造請負は130万円未満	30万円未満		物品の修繕及び借入れを含む。
	(4) 契約の締結	① 工事請負	130万円未満	30万円未満		
		② 業務委託	50万円未満	30万円未満		設計、測量、補償、各種調査及び維持管理業務等を含む。
		③ 物品購入等	80万円未満 印刷製本等の製造請負は130万円未満	30万円未満		物品の修繕及び借入れを含む。
	(5) 検査又は検収	① 工事請負	130万円未満	30万円未満		
		② 業務委託	50万円未満	30万円未満		
		③ 物品購入等	80万円未満	50万円未満		

」

を
「

専決事項			専決区分		合議	備考
			部長共通	課長等共通		
1 収入調定			500万円以上	500万円未満		
2 入札及び契約等の執行	(1) 起工何の決定	① 工事請負	200万円未満	30万円未満	財政課長	
		② 業務委託	100万円未満	30万円未満	財政課長	設計、測量、補償、各種調

					査及び維持管理業務等を含む。
	③ 物品購入等	1 5 0 万円未満 印刷製本等の製造請負は2 0 0 万円未満	3 0 万円未満	財政課長	物品の修繕及び借入れを含む。
(2) 指名業者の決定	① 工事請負	2 0 0 万円未満	3 0 万円未満		
	② 業務委託	1 0 0 万円未満	3 0 万円未満		設計、測量、補償、各種調査及び維持管理業務等を含む。
	③ 物品購入等	1 5 0 万円未満 印刷製本等の製造請負は2 0 0 万円未満	3 0 万円未満		物品の修繕及び借入れを含む。
(3) 予定価格の決定	① 工事請負	2 0 0 万円未満	3 0 万円未満		
	② 業務委託	1 0 0 万円未満	3 0 万円未満		設計、測量、補償、各種調査及び維持管理業務等を含む。
	③ 物品購入等	1 5 0 万円未満 印刷製本等の製造請負は2 0 0 万円未満	3 0 万円未満		物品の修繕及び借入れを含む。
(4) 契約の締結	① 工事請負	2 0 0 万円未満	3 0 万円未満		
	② 業務委託	1 0 0 万円	3 0 万円未		設計、測量、

			未満	満		補償、各種調査及び維持管理業務等を含む。
		③ 物品購入等	150万円未満 印刷製本等の製造請負は200万円未満	30万円未満		物品の修繕及び借入れを含む。
	(5) 検査又は検収	① 工事請負	200万円未満	30万円未満		
		② 業務委託	100万円未満	30万円未満		
		③ 物品購入等	150万円未満 印刷製本等の製造請負は200万円未満	30万円未満		

」

に改める。

附 則

この訓令は、令和7年10月1日から施行する。

~~別表第42の部(1)の款中「130」を「200」に、「50」を「100」に、「80」を「150」に改め、同部(2)の款中「130」を「200」に、「50」を「100」に、「80」を「150」に改め、同部(3)の款中「130」を「200」に、「50」を「100」に、「80」を「150」に改め、同部(4)の款中「130」を「200」に、「50」を「100」に、「80」を「150」に改め、同部中「130」を「200」に改め、同部(5)の款②の項中「50」を「100」に改め、同款③の項【4】の欄中「80」を「150」に改め、「万円未満」の次に「印刷製本等の製造請負は200万円未満」を加え、同項【5】の欄中「50」を「30」に改める。~~

桜川市教育委員会事務決裁規程（平成１７年教育委員会訓令第４号）新旧対照表

改正後（案）							現行						
別表第４（第４条及び第５条関係）							別表第４（第４条及び第５条関係）						
専決事項			専決区分		合議	備考	専決事項			専決区分		合議	備考
			部長共通	課長等共通						部長共通	課長等共通		
1 収入調定			500万円以上	500万円未満			1 収入調定			500万円以上	500万円未満		
2 入札及び契約等の執行	(1) 起工 伺の 決定	① 工事請負	200万円未満	30万円未満	財政課長		2 入札及び契約等の執行	(1) 起工 伺の 決定	① 工事請負	130万円未満	30万円未満	財政課長	
		② 業務委託	100万円未満	30万円未満	財政課長	設計、測量、補償、各種調査及び維持管理業務等を含む。				50万円未満	30万円未満	財政課長	設計、測量、補償、各種調査及び維持管理業務等を含む。
		③ 物品購入等	150万円未満 印刷製本等の製造請負は200万円未満	30万円未満	財政課長	物品の修繕及び借入れを含む。				80万円未満 印刷製本等の製造請負は130万円未満	30万円未満	財政課長	物品の修繕及び借入れを含む。
	(2)	① 工事請負	200万円	30万円				(2)	① 工事請負	130万円	30万円		

指名業者の決定	負	円未満	未満		
	② 業務委託	100万 円未満	30万円 未満		設計、測量、補償、各種調査及び維持管理業務等を含む。
	③ 物品購入等	150万 円未満 印刷製本等の製造請負は200万円 未満	30万円 未満		物品の修繕及び借入れを含む。
	(3) ① 工事請負	200万 円未満	30万円 未満		
	② 業務委託	100万 円未満	30万円 未満		設計、測量、補償、各種調査及び維持管理業務等を含む。
(3) 予定価格の決定	③ 物品購入等	150万 円未満 印刷製本	30万円 未満		物品の修繕及び借入れを含む。

指名業者の決定	負	円未満	未満		
	② 業務委託	50万 円未満	30万円 未満		設計、測量、補償、各種調査及び維持管理業務等を含む。
	③ 物品購入等	80万 円未満 印刷製本等の製造請負は130万円 未満	30万円 未満		物品の修繕及び借入れを含む。
	(3) ① 工事請負	130万 円未満	30万円 未満		
	② 業務委託	50万 円未満	30万円 未満		設計、測量、補償、各種調査及び維持管理業務等を含む。
(3) 予定価格の決定	③ 物品購入等	80万 円未満 印刷製本	30万円 未満		物品の修繕及び借入れを含む。

		等の製造 請負は <u>2</u> <u>0 0</u> 万円 未満			む。
(4) 契約 の締 結	① 工事請 負	<u>2 0 0</u> 万 円未満	3 0 万円 未満		
	② 業務委 託	<u>1 0 0</u> 万 円未満	3 0 万円 未満		設計、測 量、補償、 各種調査 及び維持 管理業務 等を含む。
	③ 物品購 入等	<u>1 5 0</u> 万 円未満 印刷製本 等の製造 請負は <u>2</u> <u>0 0</u> 万円 未満	3 0 万円 未満		物品の修 繕及び借 入れを含 む。
(5) 検査 又は 検収	① 工事請 負	<u>2 0 0</u> 万 円未満	3 0 万円 未満		
	② 業務委 託	<u>1 0 0</u> 万 円未満	3 0 万円 未満		
	③ 物品購 入等	<u>1 5 0</u> 万 円未満	<u>3 0</u> 万円 未満		

		等の製造 請負は <u>1</u> <u>3 0</u> 万円 未満			む。
(4) 契約 の締 結	① 工事請 負	<u>1 3 0</u> 万 円未満	3 0 万円 未満		
	② 業務委 託	<u>5 0</u> 万 円未満	3 0 万円 未満		設計、測 量、補償、 各種調査 及び維持 管理業務 等を含む。
	③ 物品購 入等	<u>8 0</u> 万 円未満 印刷製本 等の製造 請負は <u>1</u> <u>3 0</u> 万円 未満	3 0 万円 未満		物品の修 繕及び借 入れを含 む。
(5) 検査 又は 検収	① 工事請 負	<u>1 3 0</u> 万 円未満	3 0 万円 未満		
	② 業務委 託	<u>5 0</u> 万 円未満	3 0 万円 未満		
	③ 物品購 入等	<u>8 0</u> 万 円未満	<u>5 0</u> 万円 未満		

	② 燃料費 及び光熱 水費		○		
	③ その他	5 0 0 万 円以上	5 0 0 万 円未満		
(1 1)	役務費	5 0 0 万 円以上	5 0 0 万 円未満		
(1 2)	委託料	1, 0 0 0 万円未満	2 0 0 万 円未満		
(1 3)	使用料及 び賃借料	1, 0 0 0 万円未満	2 0 0 万 円未満		
(1 4)	工事請負 費	1, 0 0 0 万円未満	2 0 0 万 円未満		
(1 5)	原材料費	1, 0 0 0 万円未満	2 0 0 万 円未満		
(1 6)	公有財産 購入費	1, 0 0 0 万円未満	2 0 0 万 円未満	総務部 長及び 財政課 長	
(1 7)	備品購入 費	1, 0 0 0 万円未満	2 0 0 万 円未満		
(1 8)	負担金、 補助及び交付金	5 0 0 万 円未満	2 0 0 万 円未満		
(1 9)	扶助費		○		
(2 0)	貸付金		○		

	及び光熱 水費				
	③ その他	5 0 0 万 円以上	5 0 0 万 円未満		
(1 1)	役務費	5 0 0 万 円以上	5 0 0 万 円未満		
(1 2)	委託料	1, 0 0 0 万円未満	2 0 0 万 円未満		
(1 3)	使用料及 び賃借料	1, 0 0 0 万円未満	2 0 0 万 円未満		
(1 4)	工事請負 費	1, 0 0 0 万円未満	2 0 0 万 円未満		
(1 5)	原材料費	1, 0 0 0 万円未満	2 0 0 万 円未満		
(1 6)	公有財産 購入費	1, 0 0 0 万円未満	2 0 0 万 円未満	総務部 長及び 財政課 長	
(1 7)	備品購入 費	1, 0 0 0 万円未満	2 0 0 万 円未満		
(1 8)	負担金、 補助及び交付金	5 0 0 万 円未満	2 0 0 万 円未満		
(1 9)	扶助費		○		
(2 0)	貸付金		○		
(2 1)	補償、補	1, 0 0 0	2 0 0 万		

	(21)	補償、補填及び賠償金	1,000万円未満	200万円未満		
	(22)	償還金、利子及び割引料		○		
	(23)	投資及び出資金	500万円未満	200万円未満		
	(24)	積立金		○		
	(25)	寄附金	500万円未満	200万円未満		
	(26)	公課費		○		
	(27)	繰出金		○	総務部長及び財政課長	
	4 支出命令	(1)	① 報酬、給料、職員手当等、共済費、扶助費、償還金、利子及び割引料		○	
		② 上記を除く	1,000万円以上	1,000万円未満		

	填及び賠償金	万円未満	円未満			
	(22)	償還金、利子及び割引料		○		
	(23)	投資及び出資金	500万円未満	200万円未満		
	(24)	積立金		○		
	(25)	寄附金	500万円未満	200万円未満		
	(26)	公課費		○		
	(27)	繰出金		○	総務部長及び財政課長	
	4 支出命令	(1)	① 報酬、給料、職員手当等、共済費、扶助費、償還金、利子及び割引料		○	
		② 上記を除く	1,000万円以上	1,000万円未満		
	(2)	① 報酬、		○		給料、職員

	(2) 資金前渡	① 報酬、給料、職員手当等、共済費		○	給料、職員手当等、共済費は給与主管課長のみとする。
		② 上記を除く	1,000万円以上	1,000万円未満	
		(3) 概算払	1,000万円以上	1,000万円未満	
		(4) 前金払	1,000万円以上	1,000万円未満	
		(5) 部分払	1,000万円以上	1,000万円未満	
	5 その他の収支	(1) 戻入戻出	1,000万円以上	1,000万円未満	
		(2) 過誤納金の還付充当	1,000万円以上	1,000万円未満	
		(3) 収支振替	1,000万円以上	1,000万円未満	
		(4) 収支の更正	1,000万円以上	1,000万円未満	
		(5) 歳入歳出	① 給与等に係るもの	○	給与主管課長のみとする。
	資金前渡	給料、職員手当等、共済費			手当等、共済費は給与主管課長のみとする。
		② 上記を除く	1,000万円以上	1,000万円未満	
		(3) 概算払	1,000万円以上	1,000万円未満	
		(4) 前金払	1,000万円以上	1,000万円未満	
		(5) 部分払	1,000万円以上	1,000万円未満	
	5 その他の収支	(1) 戻入戻出	1,000万円以上	1,000万円未満	
		(2) 過誤納金の還付充当	1,000万円以上	1,000万円未満	
		(3) 収支振替	1,000万円以上	1,000万円未満	
		(4) 収支の更正	1,000万円以上	1,000万円未満	
		(5) 歳入歳出外現	① 給与等に係るもの	○	給与主管課長のみとする。
		② 上記を除く	1,000万円以上	1,000万円未満	

	外現 金の 収入 支出 命令	② 上記を 除く	1,000 万円以上	1,000 万円未満		
6 予算の 流用	① 項間の流用		○		財政課 長	桜川市事 務決裁規 程第5条 の規定に 準じ、市長 部局総務 部長専決 とする。
	② 目間の流用			○		桜川市事 務決裁規 程第5条 の規定に 準じ、市長 部局財政 課長専決 とする。
7 予備費の充用			○		財政課 長	桜川市事 務決裁規 程第5条 の規定に

	金の 収入 支出 命令	除く	万円以上	万円未満		
6 予算の 流用	① 項間の流用		○		財政課 長	桜川市事 務決裁規 程第5条 の規定に 準じ、市長 部局総務 部長専決 とする。
	② 目間の流用			○		桜川市事 務決裁規 程第5条 の規定に 準じ、市長 部局財政 課長専決 とする。
7 予備費の充用			○		財政課 長	桜川市事 務決裁規 程第5条 の規定に 準じ、市長

			準じ、市長 部局総務 部長専決 とする。				部局総務 部長専決 とする。
--	--	--	-------------------------------	--	--	--	----------------------

議案第 22 号

桜川市教育支援センター管理及び運営要領の一部を改正する訓令（案）について

このことについて、別紙のとおり提出いたします。

令和 7 年(2025 年) 8 月 21 日 提出

桜川市教育委員会
教育長 稲川 善成

桜川市教育支援センター管理及び運営要領の一部を改正する訓令（案）

桜川市教育支援センター管理及び運営要領（平成 21 年桜川市教育委員会告示第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条を次のように改める。

（出席状況等の記録簿の提出）

第 9 条 相談員及び校長は、桜川市教育支援センター出席状況・相談内容等記録簿（様式第 5 号）に相談内容等を記載し、相互に内容を確認した上で、相談員が教育長へ提出するものとする。

様式第 5 号を次のように改める。

附 則

この告示は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。

桜川市教育支援センター出席状況・相談内容等記録簿

(年 月)

[illegible]

さくらの広場確認欄	確認者	日 付
		年 月 日

学校確認欄	確認者	日 付		
	校 長	年	月	日
	副校長・教 頭	年	月	日
	主幹教諭・教務主任	年	月	日
	生徒指導主事	年	月	日
	担 任	年	月	日

桜川市教育支援センター管理及び運営要領（平成 21 年教育委員会告示第 11 号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<u>（出席状況等の記録簿の提出）</u> <u>第 9 条 相談員及び校長は、桜川市教育支援センター出席状況・相談内容等記録簿（様式第 5 号）に相談内容等を記載し、相互に内容を確認した上で、相談員が教育長へ提出するものとする。</u>	<u>（出席状況の報告）</u> <u>第 9 条 相談員は、児童生徒の教育支援センターにおける出席状況に関し、桜川市教育支援センター出席状況報告書（様式第 5 号。以下「出席状況報告書」という。）を作成し、毎月 10 日（その日が休室日の場合はその前日）までに校長へ報告しなければならない。</u> <u>2 校長は、前項に規定する出席状況報告書の報告を受けたときは、出席状況報告書に指導事項を記載して教育長に提出しなければならない。</u> <u>3 教育長は、前項に規定する出席状況報告書の提出を受けたときは、その写しを教育支援センターに送付しなければならない。</u>